

1 議 事 日 程 (第4号)

(令和7年第3回久山町議会6月定例会)

令和7年6月10日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

- ・総務文教常任委員会調査報告
- ・産業建設常任委員会調査報告

日程第2 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて (7久山町専決第1号)

日程第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて (7久山町専決第2号)

日程第4 議案第27号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について (7久山町条例第15号)

日程第5 議案第28号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について (7久山町条例第16号)

日程第6 議案第29号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例について (7久山町条例第17号)

日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第31号 物品売買契約の締結について

日程第9 議案第32号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第33号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(9名)

2番 久 芳 正 司

3番 阿 部 哲

4番 本 田 光

5番 末 松 裕

6番 阿 部 恒 久

7番 山 野 久 生

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

10番 只 松 秀 喜

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

1番 阿 部 文 俊

4 会議録署名議員

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三千代
教 育 長	重 松 宏 明	総 務 課 長	久 芳 浩 二
税 務 課 長	阿 部 哲 也	町民生活課長	井 上 英 貴
福 祉 課 長	今 村 春 美	健 康 課 長	持 松 可奈子
都市整備課長	亀 井 玲 子	産業振興課長	阿 部 桂 介
会 計 管 理 者	横 山 正 利	教 育 課 長	江 上 智 恵
上下水道課長	平 尾 勇		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） ただ今から本日の会議を開きます。

本日、1番阿部文俊議員から欠席届が出ております。

本日の出席議員9名であります。よって議会は成立いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、総務文教常任委員会の委員会調査報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野委員長。

○7番（山野久生君） それでは総務文教常任委員会調査報告を行います。

本委員会で実施した所管事務調査について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1件目、調査内容、ごみに関する業務（不法投棄、ごみ処理等）について。

調査目的、ごみに関する業務の現状と問題点を把握し、改善策等について検討するため。

調査結果、本町は、福岡市にごみの処分を委託しており、分別方法も福岡市の基準に準拠する必要があるため、町独自の分別制度を導入することは現実的ではない。ただし、徳島県上勝町のように、ごみを生み出さないことを目指すゼロウェイストの考え方は、ごみの削減を通じて処理費用の削減にもつながる取り組みであり、本町においても参考となる視点である。また、福岡市の東部埋立て場の容量には限界があり、ごみの削減は喫緊の課題である。

一方で、今後は住宅地の開発や人口の増加も見込まれ、ごみの発生量は増加傾向にあると予測される。これらの状況を踏まえ、ごみの適正な処理と資源循環を両立させるためには、町全体として一層の意識向上と協働が求められる。

不法投棄対策については、看板設置やパトロールの強化などにより、一定の抑止効果が見込まれるが、根本的な解決には住民意識の向上と継続的な啓発が不可欠である。こうした中、議会では、令和5年12月定例会において、「久山町内の河川美化に関する条例制定を求める決議」を全会一致で可決し、それを受けた執行部が令和6年6月定例会にて「久山町河川の環境を守る条例の制定について」を提案、これらも全会一致で可決された。同条例は、令和6年7月5日から施行され、不法投棄の防止を含む河川環境保全の施策が本

格的に推進されている。今後も、町民生活課や関係機関との連携のもと、町の実情に応じた具体的な方策の検討と実行を進めていく必要がある。持続可能な地域環境の実現に向け、全町的な取り組みが期待される。

続いて2件目、調査内容、中学校部活動の地域移行について。

調査目的、中学校部活動の地域移行に関する現状と今後の展開について検討するため。

調査結果、中学校部活動は体力や技術の向上にとどまらず、異年齢等との交流を通じた人間関係の構築、学習意欲や責任感、連帯感の醸成など、生徒の健全育成に大きく寄与している。こうした意義深い活動を持続可能な形で継続していくためには、学校と地域が連携しながら、部活動の在り方そのものに改革の手を加え、よりよい環境を整備していくことが求められる。現在、国や県において方針が示されつつあるが、糟屋地区内においては、市町ごとに取り組み状況に差が生じている。本町は地域移行に向けた先進的な取り組みを進めているが、現時点ではまだ道半ばである。今後さらに関係機関や地域の協力を得ながら、よりよい形で、中学校部活動の地域移行が実現されるよう一層尽力をお願いしたい。

以上報告を終わります。

○議長（只松秀喜君） 次に、産業建設常任委員会の委員会調査報告を求めます。

産業建設常任委員会、阿部委員長。

○3番（阿部 哲君） 産業建設常任委員会調査報告を行います。

本委員会で実施した調査事件について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

調査内容、原山石切地区をはじめとする町内の開発、企業立地並びに土地利用計画について。

調査目的、町内の開発、企業立地並びに土地利用計画について調査をしたものである。

調査結果、本調査では調査をしていく中で、当初の内容、目的から広がりが出てきており、片見鳥地区および^{ほうたて}法立地区の開発、都市計画マスタープランの見直し、企業立地地域活性化策などについて調査を行った。法立地区では、流通倉庫業としての開発計画が進められたことを確認した。一方で、町内では、トラックヤードや資材置場の増加が景観やまちづくりの観点から課題となっており、第一種住居地域の指定や、風致地区の設定を含めた都市計画の見直しが求められている。石切長浦地区の健康ゾーンについては、木質バイオマス施設整備や三つのゾーン構想をもとに検討を進めており、町長方針や関係部局との調整を図りながら、広域的、多面的な課題への対応を進行中である。今後は、具体化に向けた協議整理が進められる見通しであり、町の将来に関わる重要な施策であることから、

町長方針との整合性を確保しつつ、早期に方向性と収益化への見通しが示されることを期待するものであります。

以上報告終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第25号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第26号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第26号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第27号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第27号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第27号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第28号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第28号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第28号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第29号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第29号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第29号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第30号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第31号 物品売買契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第31号物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第31号物品売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第32号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第32号令和7年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第32号、令和 7 年度久山町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第33号 令和 7 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第33号令和 7 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第33号令和 7 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第3回久山町議会6月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前9時48分